

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を充実強化すること。

併せて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について

(1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで、早期完成を図ること。

(2) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

(3) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策について、防災・安全交付金により集中的に支援するなど十分な財政措置を講じるとともに、人材育成や技術支援を充実すること。

特に、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持又は修繕については、地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

4. 国道の道路景観の向上や安全確保のため、巡回・清掃・除雪等の作業を適切に実施するとともに、必要な予算を確保すること。

5. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

6. 道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化及び踏切道の歩行者対策を推進すること。

7. 東日本大震災関係

(1) 平成 24 年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。

(2) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網を事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。